

大規模施設・飲食店への協力金（令和3年度）について

1 趣旨

大規模施設事業者及び大規模施設のテナント事業者に対する「大規模施設等協力金」並びに飲食店に対する「感染症拡大防止協力支援金」の申請状況等を報告する。

2 大規模施設への協力金（大規模施設等協力金）

(1) コールセンター対応件数（7月15日現在）

2,721件（5/16～7/15, 1日平均約52件）

（平日9時～17時, 6月6日までは土日も対応）

(2) 申請状況（7月15日現在）

単位：件, 千円

項目	第1期	第2期	計
要請期間	5/16-5/31	6/1-6/20	—
申請期間	6/1-7/20 [*]	7/5-8/20	—
申請件数	1,949	407	2,356
審査完了件数	1,652	0	1,652
支払件数	1,167	0	1,167
支払金額	352,418	0	352,418

^{*}第1期の申請期限について, 申請状況を踏まえて20日間延長

3 飲食店への協力支援金（感染症拡大防止協力支援金）

(1) コールセンター対応件数（7月15日現在）

25,097件（5/12～7/15, 1日平均約440件）

月・水・金（9時30分～20時）, 火・木・土（9時30分～17時）※日・祝日を除く。

(2) 申請状況（7月15日現在）

単位：件, 千円

項目	第1期	第2期	第3期	計
要請期間	5/12-6/1	6/2-6/20	6/21-7/11	—
申請期間	6/2-7/20 ^{※1}	6/21-8/10 ^{※1}	7/12-8/25	—
申請件数	11,420	6,078	237	17,735
審査完了件数	3,269	165	0	3,434
支払件数 ^{※2}	3,244	154	0	3,398
支払金額 ^{※2}	2,474,984	123,120	0	2,598,104

※1 第1期の申請期間を20日間延長, 第2期の申請期間を21日間延長

※2 支払件数・支払金額は, 7月21日現在

(参考) 飲食店への協力支援金 (感染症拡大防止協力支援金)

令和3年度第1期 (5/12~5/15 (4日間)) 県独自の取組

対象エリア	流川・薬研堀地区					
対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供し、通常は20時以降まで営業している飲食店 (飲食店営業許可「1類」又は「3類」) ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 					
主な支給要件	時短：20時までの時短営業 (酒類の提供は19時まで) 休業：すべての日において休業					
協力支援金 (1店舗当たり)	(単位：万円/日)					
	中小企業	PCR受検無	PCR受検有	大企業	PCR受検無	PCR受検有
	時短	1.5~4.5	2.0~6.0	時短	最大10	最大15
	休業	2.0~6.0	2.5~7.5	休業	最大15	最大20

令和3年度第1期 (5/16~5/31 (16日間), 6/1 (1日間)) 緊急事態措置

対象エリア	県全域					
対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は20時以降まで営業している飲食店」 (飲食店営業許可「1類」又は「3類」, 又は喫茶店営業許可「1類」) ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 					
主な支給要件	時短：20時までの時短営業 (酒類・カラオケ設備の提供は行わない。) 休業：すべての日において休業					
協力支援金 (1店舗当たり)	① 流川・薬研堀地区 (単位：万円/日)					
	中小企業	PCR受検無	PCR受検有	大企業	PCR受検無	PCR受検有
	時短	3.0~9.0	3.5~9.5	時短	最大19	最大19.5
	休業	3.5~9.5	4.0~10.0	休業	最大19.5	最大20
	② (①以外) (単位：万円/日)					
		中小企業			大企業	
	時短	3.0~9.0		時短	最大19	
	休業	3.5~9.5		休業	最大19.5	

令和3年度第2期 (6/2~6/20 (19日間)) 緊急事態措置

対象エリア	県全域					
対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・「酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店」又は「通常は20時以降まで営業している飲食店」 (飲食店営業許可「1類」又は「3類」, 又は喫茶店営業許可「1類」) ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 					
主な支給要件	時短：20時までの時短営業 (酒類・カラオケ設備の提供は行わない。) 休業：すべての日において休業					
協力支援金 (1店舗当たり)	(単位：万円/日)					
		中小企業			大企業	
	時短	3.0~9.0		時短	最大19	
	休業	3.5~9.5		休業	最大19.5	

令和3年度第3期 (6/21~7/11 (21日間)) 県独自の取組

対象エリア	広島市・東広島市・廿日市市					
対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供し、通常は20時以降まで営業している飲食店 (飲食店営業許可「1類」又は「3類」) ・「広島積極ガード店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 					
主な支給要件	時短：20時までの時短営業 (酒類の提供は19時まで) 休業：すべての日において休業 ※飲食を主として業としている店舗は、期間の全日、カラオケ設備の提供を行わないこと。					
協力支援金 (1店舗当たり)	(単位：万円/日)					
		中小企業			大企業	
	時短	2.0~7.0		時短	最大19	
	休業	2.5~7.5		休業	最大19.5	
申請受付期間	令和3年7月12日(月)~8月25日(水) 消印有効					

※ 感染状況の改善に伴い、要請期間を変更する場合がある。